令和６年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」

募集要領

１　主　　催　　練馬区、公益社団法人練馬区歯科医師会

２　対　　象

練馬区内の小学校・中学校に在籍　または　練馬区在住の小学生・中学生

３　審査部門および作品の種類

　（１）小学校低学年（１～３年生）の部　　　　　　　図画・ポスター

　（２）小学校高学年（４～６年生）の部　　　　　　　図画・ポスター

　（３）中学校の部　　　　　　　　　　　　　　　　　ポスター

　（４）特別支援学校(学級)の部〈小学生、中学生〉　　図画・ポスター

　※令和5年度は、小学校図画の部（1～3年生）、小学校ポスターの部（4～6年生）での募集でしたが、今年度は上記の審査部門に変更となりました。

４　選考の基準および注意事項

（１）歯・口の健康に関する図画・ポスターであること。

　（２）画用紙の大きさは、原則としてＢ３（364ｍｍ×515ｍｍ）または四ツ切（38ｃｍ×54ｃｍ）とする。ただし、小学校低学年については上記以下の大きさでも可。

（３）ポスターには、歯・口の健康に関する標語等を書き入れること。

　（４）ポスターの場合**「虫歯」「ムシ歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」では**

**なく「歯みがき」と書くこと。**

　（５）**アニメキャラクターを模したものや特定の歯科用品名・商品名は記載しない。**

　（６）**複数の児童・生徒による合作の応募は不可**とする。

　（７）むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通した歯・口の健康づくりや口腔機能の健全な育成、また、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。

５　応募方法

　　応募作品の裏面に、学校名・審査部門名・学年・組・氏名（ふりがな）を明記のうえ、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール応募用紙」と共に健康推進課へ直接持参または、ゆうパック、宅配便（コンビニ等）にて送付

送付先：〒176-8501

　　　　　　　　　　　練馬区役所 健康部 健康推進課 歯科保健担当係　宛

６　応募締切　　**令和６年９月６日（金）必着**

７　審査方法

１次審査：公益社団法人練馬区歯科医師会公衆衛生担当理事および委員８名による審査。各部門３０作品程度を選出する。

　　２次審査：審査委員９名による入賞作品の選出。１０作品程度を選出。

　　　　　　　審査委員は、外部有識者、練馬区歯科医師会会長、同会副会長、同会理事、練馬区学校歯科医会会長、健康部長、健康推進課長、保健相談所長。

３次審査：審査委員９名による各賞の決定。

特賞１作品、優秀賞３作品程度、歯科医師会賞５作品程度。

審査委員は２次審査と同じ。

８　表　彰

主催者が選出した者へ次の各賞を授与する。

　　　　　各部門　特　賞　　　　　１作品

　　　　　　　　　優秀賞　　　　　３作品程度

　　　　　　　　　歯科医師会賞　　５作品程度

　　　　　　　　　参加賞　　　　　応募者全員

※賞状および賞品は、学校を通して本人へ渡す。

９　応募作品の審査後の取扱い

　（１）各部門特賞作品は、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」【（社）東京都学校歯科医会主催】に、練馬区代表として出品する。

　（２）各部門の特賞作品から歯科衛生啓発ポスターを作成し、区施設および区内歯科診療所にて掲示する。

　（３）中学校の部特賞作品から成人歯科健康診査のポスターを作成し、区施設および区内歯科診療所にて掲示する。

　（４）入賞作品は、練馬区役所アトリウムに展示し、ねりま健康ちゃんねる（YouTube）にて作品の紹介動画を配信予定（配信期間：11月1日～30日）。

また、区、練馬区歯科医師会、練馬区学校歯科医会ホームページに一年間掲載する。

※入賞作品の学校名、氏名を公表する。

　（５）著作権は主催者に帰属する。

（６）応募作品は12月初旬月頃返却する。（特賞作品は東京都学校歯科医会の審査後返却する）

10　問合せ　　練馬区 健康部 健康推進課 歯科保健担当係　　電話：03-5984-4682